一般社団法人日本健康教育学会 理事会電子メール審議規程

(理事会メール審議)

- 第1条 理事会の機動的な決議を目的とし、理事メールを利用してメール審議を行うことができる。メール審議を行う案件は下記の緊急に決議を要する案件に限定する。
 - 一学会主催・共催・協賛・後援案件
 - 二 委員会の活動及び委員委嘱等に関する案件三 そ
 - の他、理事長が特に必要と認めた案件

(理事会メール審議回答期限)

- 第2条 回答期限は、判断に必要な時間的余裕を設けて明示することとする。一 緊急メール審議を除き、原則7日間の審議期間を設ける。
 - 二 緊急メール審議の場合でも、原則、平日の1日を超える審議期間を設ける。三 回 答受付の締切時刻を23時59分とする。

(理事会メール審議参加者・回答)

第2条 理事会メール審議者は、理事とし、メール審議を求められたものは、その結論を発信者に返信しなければならない。

(メール審議の回答がない場合)

第4条メール審議の回答がない場合は、原案承認とみなす。

(メール審議の棄権・決議)

第5条 議決権総数のうち書面またはメールにて意思表示をした棄権が半数未満の場合に メール審議が成立したとみなし、決議は、総数から棄権を除いた全員を以て行う。 可否同数の場合は理事長が決定する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則 平成26年12月5日制定